

## 【一般会計の歳出】

## 【一般会計の歳入】

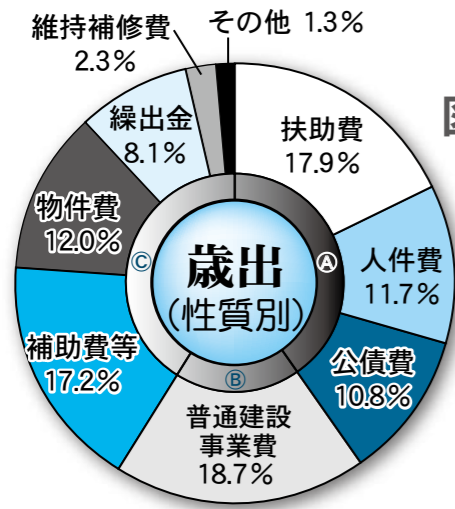


図3

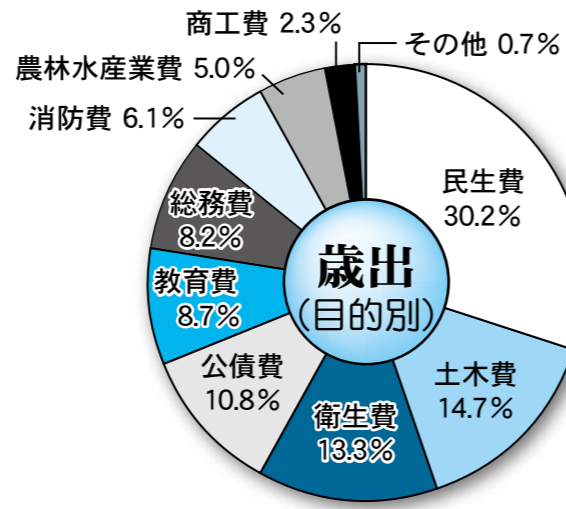


図2

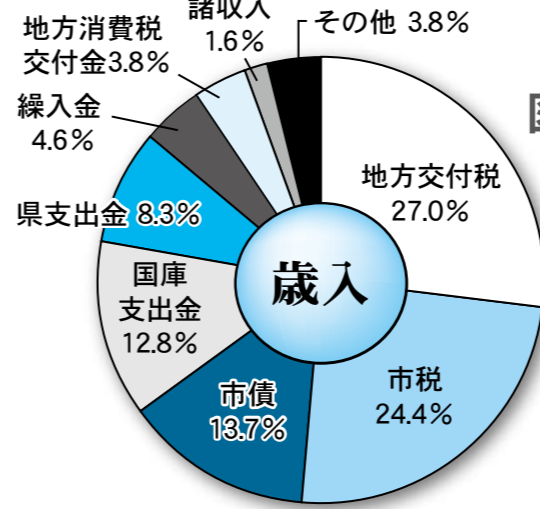


図1

歳出 657億6000万円

歳入 657億6000万円

性質別	
<b>① 義務的経費</b>	<b>② その他の経費</b>
扶助費 117億7207万円	補助費等 112億8489万円
人件費 76億9361万円	物件費 78億9239万円
公債費 71億1671万円	繰出金 53億1520万円
<b>③ 投資的経費</b>	維持補修費 15億3733万円
普通建設事業費 123億527万円	その他 8億4253万円

目的別	
民生費 198億5159万円	総務費 53億9986万円
土木費 96億4217万円	消防費 40億440万円
衛生費 87億7030万円	農林水産業費 32億8353万円
公債費 71億1671万円	商工費 14億8251万円
教育費 57億698万円	その他 5億195万円

地方交付税 177億7789万円	繰入金 30億3267万円
市税 160億1833万円	地方消費税交付金 25億0000万円
市債 90億300万円	諸収入 10億6780万円
国庫支出金 83億7939万円	その他 24億9570万円
県支出金 54億8522万円	

### 用語解説

- 一般会計**  
市が提供する行政サービスの基本的な経理を行う会計です。
- 地方交付税**  
地方公共団体が等しく一定の水準を維持することができるように、国が交付する税です。所得税、法人税、酒税、消費税、地方法人税のそれぞれ一定割合の額が交付されます。
- 扶助費**  
児童福祉法、生活保護法などに基づく保護費や手当などの経費です。
- 人件費**  
職員に支払われる給与や、委員報酬、共済組合負担金などの経費です。
- 公債費**  
市債の元金・利子など借入金の償還に充てられる経費です。
- 義務的経費**  
扶助費・人件費・公債費の合計額です。支出が義務づけられており、容易には削減できない経費です。

歳出を性質別に見ると、義務的経費が約26.5%を占め、最も高い割合となりました。

### 一般会計の歳出（性質別・図3）

次に、土木費が約96億4千万円で、14.7%、衛生費が約87億7千万円で13.3%の割合となりました。

目的別に見ると、民生費が約198億5千万円となり、歳出全体の30.2%を占め、最も高い割合となりました。社会福祉や介護保険に係る経費のほか、子育て支援・児童保育施設の整備費用を計上しています。

義務的経費が約26.5億8千万円となりました。内訳は、扶助費が約117億7千万円、人件費が約76億9千万円、公債費が約71億1千万円となり、合計で前年度より約10億円の減となりました。

一方、投資的経費である普通建設事業費には、新消防庁舎建設および桜ノ目新リサイクルセンター建設に伴う大崎地域広域行政事務組合への負担金のほか、三本木パークゴルフ場整備、鹿島台鈴掛・上鳴子の市営住宅整備（仮称）道の駅おさき建設事業費などを計上し、前年度より約29億3千万円増となる、約123億5千万円の予算計上を行いました。

最も高い割合を占めている地方交付税は、歳入全体の27.0%で約177億8千万円となり、桜ノ目新リサイクルセンター建設費負担金に係る震災復興特別交付税により、前年度より約5億3千万円の増となりました。

市税は、歳入全体の24.4%で約160億2千万円

### 一般会計の歳入（目的別・図1）

そのほか、国庫支出金、県支出金や各種基金から事業予算の財源として充てられる繰入金などを見込んだ予算となりました。

市債は、約90億円となり、歳入全体の13.7%の割合となりました。小・中学校水泳プール耐震化改修工事や大崎広域新消防庁舎建設に係る負担金のほか、本年度から本庁舎建設事業が開始するため、これらの事業実施に伴う借入金が増額し、前年度より約3億9千万円の増となりました。

## 平成30年度予算のあらまし

# 復興から創生へ 着実な歩みを

平成30年度一般会計・特別会計・公営企業会計の概要についてお知らせします。

平成30年度予算は、総額で約1310億円の予算規模となり、前年度より約5億7千万円減の予算編成となりました。

財政課財政担当 ☎5029

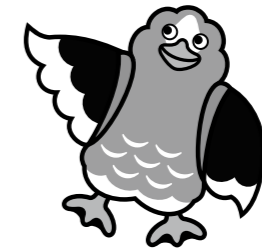
特別会計・公営企業会計 (表①)

市では11の特別会計を設置しています。  
国民健康保険特別会計が約131億円、介護保険特別会計が約126億5千万円、水道事業会計が約55億7千万円となりました。

公営企業会計の収入と支出 (表②)

企業会計で行う病院事業と水道事業は、市民の皆さんからいただいている診療代金や水道料金を主な財源として運営しています。どちらも、市民生活に欠かすことのできない事業です。  
企業会計は、「収益的収支」と「資本的収支」の二つに分かれており、「収益的収支」は、日常の経営に要する収支、「資本的収支」は、施設の建設や改良などに要する収支となっております。

※各表の数値は表示単位で端数調整を行っています。  
なお、各表の資本的収支における収入額が支出額に対し不足する額は、過去に収益的収支で蓄えられている資金(過年度分損益勘定留保資金)などで補てんされます。



会計区分	当初予算額	構成比
一般会計	657億 6000万円	50.2%
特別会計	341億 2430万円	26.0%
国民健康保険	131億 93万円	10.0%
介護保険	126億 4544万円	9.7%
下水道事業	52億 139万円	4.0%
後期高齢者医療	12億 8831万円	1.0%
農業集落排水事業	10億 6020万円	0.8%
浄化槽事業	5億 7419万円	0.4%
夜間急患センター事業	1億 3179万円	0.1%
市有林事業	5511万円	0.0%
工業団地造成事業	3712万円	0.0%
奨学資金貸与事業	2780万円	0.0%
宅地造成事業	203万円	0.0%
公営企業会計	311億 2031万円	23.8%
病院事業	255億 4973万円	19.5%
水道事業	55億 7058万円	4.3%
合計	1310億 461万円	100.0%

**■特別会計**  
法律で義務付けられている事業や一般会計と区分して経理を行う必要がある事業について設置する会計です。  
**■公営企業会計**  
水道事業や病院事業のように事業収益を持ち、複式簿記で経営する会計です。

区分	水道事業会計			病院事業会計			
	項目	当初予算額	構成比	項目	当初予算額	構成比	
収益的収支	収入	営業収益 営業外収益 特別利益	37億 5565万円 2億 1762万円 0万円	94.5% 5.5% 0.0%	医業収益 医業外収益 特別利益	203億 1416万円 27億 6985万円 1億 2493万円	87.5% 11.9% 0.6%
	支出	水道事業収益	39億 7327万円	100.0%	病院事業収益	232億 894万円	100.0%
		水道事業費用	38億 8564万円	100.0%	病院事業費用	231億 90万円	100.0%
資本的収支	収入	企業債 負担金 他会計負担金 固定資産売却代金 その他資本的収入	6億 9490万円 9603万円 4775万円 0万円 5000万円	78.2% 10.8% 5.4% 0.0% 5.6%	企業債 負担金交付金 補助金 長期貸付金返還金 固定資産売却代金	8億 5050万円 6億 8609万円 2764万円 0万円 0万円	54.4% 43.8% 1.8% 0.0% 0.0%
	支出	資本的収入	8億 8868万円	100.0%	資本的収入	15億 6423万円	100.0%
		資本的支出	建設改良費 企業債償還金 予備費	11億 2019万円 5億 5475万円 1000万円	66.5% 32.9% 0.6%	建設改良費 企業債償還金 投資 予備費	9億 9658万円 14億 2425万円 1800万円 1000万円
	資本的支出	16億 8494万円	100.0%	資本的支出	24億 4883万円	100.0%	

# 地域で支え合い 健康で元気なまちづくり

## 第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました

平成30年度から32年度までの3年間を期間とする、第7期大崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定しました。

### 2 介護サービスの充実

高齢者とその家族が、必要なときに必要なサービスを利用できるように、適切で質の高い介護サービスの提供体制を一層充実します。

### 3 生きがいづくり活動の推進

高齢者がいつまでもいきいきとした生活が送れるように、生涯学習、就労などによる社会参加や交流を促し、生きがいづくり活動を推進します。

### 4 地域包括ケアシステムなどの推進

高齢者が要介護状態などになっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるように、医療、介護、予防、住まい、生活支援の5つのサービスを一体化して提供推進します。

高齢介護課 高齢福祉係  
☎ 23 6085

### 第一号被保険者の介護保険料

第7期計画期間中の介護サービスの総費用見込額は、約384億円と推計され、第6期の約364億円と比較すると、約20億円(5.5%)の増となりました。

第7期計画では、大崎市介護保険給付費準備基金を取り崩すことにより、第1号被保険者(65歳以上の人)の介護保険料基準月額を第6期計画と同額の5865円(表①)としました。

介護保険料の所得段階は、所得水準に応じた保険料設定を行うため、第6期計画と同じ9段階に設定しています。

所得段階	対象者	割合	年額(※1)
第1段階	■生活保護受給者の人 ■老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の人 ■世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.45	31,600円
第2段階	■世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の人	0.75	52,700円
第3段階	■世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の人	0.75	52,700円
第4段階	■本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の人	0.90	63,300円
第5段階 【基準段階】	■本人が住民税非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の人	1.00	70,300円
第6段階	■本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の人	1.20	84,400円
第7段階	■本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	1.30	91,400円
第8段階	■本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	1.50	105,500円
第9段階	■本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の人	1.70	119,600円

※1 各段階別の年額 = 基準月額5,865円 × 12月 × 各段階別の基準額に対する割合(100円未満切捨て)

## 大崎市の第7期介護保険料【表①】